

諫早市下水道経営戦略プラン



平成19年2月

諫 早 市

目次

1	はじめに.....	1
2	現状と課題.....	2
	(1) 事業面から見た現状	
	公共下水道	
	特定環境保全公共下水道	
	農業・漁業集落排水施設	
	浄化槽市町村整備推進事業（市設置型浄化槽）.....	3
	浄化槽設置整備事業（個人設置型浄化槽補助）	
	(2) 管理運営面から見た現状	
	経営改善への取り組み	
	使用料、負担金・分担金	
	地方債償還.....	4
	一般会計繰入金	
	(3) 本市の下水道事業を取り巻く環境.....	5
	人口の見通し	
	他計画との関連	
	行財政改革の取り組み	
	(4) 取り組むべき課題.....	6
3	基本方針.....	7
	(1) 事業の見直し	
	(2) 収益改善・効率化対策	
	(3) 経営改善体制づくり	
4	基本施策.....	8
	(1) 事業の見直し	
	適切な事業選択	
	事業期間の見直し	
	事業内容の見直し	
	(2) 収益改善・効率化対策	
	接続率の向上・滞納対策の強化	
	使用料、負担金・分担金の改定.....	9
	経費の節減	
	計画的な組織運営	
	(3) 経営改善体制づくり.....	10
	経営戦略会議の設置	
	人材育成	
	中期経営計画の策定	
	企業会計の導入	
	経営の透明性の確保	
5	事業計画.....	11
	(1) 公共下水道	
	(2) 特定環境保全公共下水道	
	(3) 農業・漁業集落排水施設	
	(4) 浄化槽市町村整備推進事業（市設置型浄化槽）	
	(5) 浄化槽設置整備事業（個人設置型浄化槽補助）	
6	財政計画.....	12
	前期	
	後期.....	13

1 はじめに

下水道事業については、健康で快適な生活環境の確保を図るとともに、本市を囲む海域（有明海・大村湾・橘湾）や諫早湾干拓調整池、河川、水路等の公共用水域の水質改善対策の大きな柱として、本市において重点的に取り組んでいるところである。

しかしながら、近年の社会経済情勢の著しい変化や地方行財政を取り巻く厳しい環境の下で、将来にわたり持続的にその目的を達成していくためには、改めて公営企業¹としての原点に立ち返り、効率化・安定化等の経営基盤強化へ向けたより一層の取り組みが求められている。

また、本市は、平成17年3月1日に1市5町の合併により発足してから間がなく、旧市町制度の暫定施行をはじめとする事務事業等の見直しが必要な過渡期にある。

これらのことから、本市は、長期的視点から現状や課題等を踏まえたうえで、計画性・透明性の高い公営企業経営の推進の基本となる指針を示す必要があると考え、今般「諫早市下水道経営戦略プラン」を作成した。

具体的には、今後概ね10年間を見通した下水道事業の経営を展望し、事業面（建設見通し、事業費等）管理運営面（維持管理、収入確保、費用節減等）における取り組みの方向性や財政面での見通しを明らかにするものである。

計画期間	平成19年度～平成28年度
------	---------------

なお、上記期間内であっても、行財政や社会経済に関する環境の変化等により内容を見直す必要が生じた場合には、速やかに本計画を変更するものとする。

¹下水道事業は、地方財政法上、公営企業に位置づけられており、原則として経営に伴う収入で経費をまかなうこととされている。公営企業は、すべての住民に対して同量のサービスを提供するものではなく、事業の効果も特定の個人に帰属するものであることから、サービスの提供を受ける者が費用を負担することが公平であるという整理がなされている。

2 現状と課題

(1)事業面から見た現状

公共下水道

諫早湾処理区については、平成12年度から高度処理を行っており、この分維持管理費と資本費が高めとなっている。鷺崎中継ポンプ場が平成21年度の完成を予定しており、比較的人口密度の高い地区の取り込みが可能となる。接続率は、17年度末現在で65%程度とやや低めである。

大村湾処理区については、昭和48年度に供用開始した西諫早ニュータウン区域を取り込んだ経緯もあって、17年度末現在の接続率が87%と高めである。また、工業団地の企業が接続していること等により、比較的高い水準の使用料収入がある。

特定環境保全公共下水道

平成8年度に建設開始、14年度に供用開始した比較的新しい事業(高来地区、小長井地区で供用開始済み。田結地区が19年度に供用開始予定)である。17年度末現在の接続率は37%と低い状況であり、汚水処理費は公共下水道と比較して全国的にも高め²となっている。

農業・漁業集落排水施設

平成3年度から建設を開始し、供用開始しているのは11地区である。原則、概ね1千人以下の集落を単位として汚水処理場と管渠を整備することなどから、汚水処理費は全国的にも高め²である。本市では、公共下水道への接続により建設費や維持管理費を節減する整備手法を3地区で採用している。

²総務省資料(「平成16年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」)によれば、汚水処理原価(汚水処理費を有収水量で割ったもの)の全国平均は、公共下水道が197円(維持管理費67円、資本費130円)に対し、特定環境保全公共下水道が515円(維持管理費152円、資本費363円)、農業集落排水施設が502円(維持管理費183円、資本費319円)である。なお、本市の17年度の実績は、公共274円、特環680円、農集691円である。

浄化槽市町村整備推進事業（市設置型浄化槽）

旧高来町において、平成16年度から実施しており、合併後もそのまま高来地域を対象として引き継いでいる。市が浄化槽を設置し管理するため、管理が適正に行われる反面、維持管理費の半分程度を市が負担している。

浄化槽設置整備事業（個人設置型浄化槽補助）

昭和61年以降、旧市町において実施され、合併後は旧諫早市の例により実施している。個人設置型の浄化槽では、管理は設置者に任されており、浄化槽法による規制があるにもかかわらず管理にばらつきがある。

(2)管理運営面から見た現状

経営改善への取り組み

合併前の旧市町においては、近年になって下水道事業を開始したところもあり、合併後の事務に関する協議は行ったものの、事業経営に関する検証ができなかった。このようなことから、公営企業としての経営改善への取り組みよりも、事業推進が優先されてきた。

使用料、負担金・分担金

旧市町の料金を合併後もそのまま引き継いだため、市民にとっては、いずれの事業でも同様のサービスを受けることになるが、使用料と負担金・分担金が区域毎、事業毎に異なる状況である。

また、コストが高い事業であっても使用料が低い状況にある。

使用料と維持管理費の状況

（単位：千円）

	諫早		多良見	森山	飯盛	高来		小長井
	公共	農集	公共	農集	農集	特環	浄化槽	特環
使用料a	1,065,901	46,737	97,319	34,512	2,812	12,006	1,076	9,775
維持管理費b	646,402	87,783	77,754	48,216	5,979	22,821	3,146	25,406
a - b	419,499	41,046	19,565	13,704	3,167	10,815	2,070	15,631
20m ³ 当たり使用料・円(税抜)	2,190	1,950	2,500	1,830	2,100	2,300	2,300	2,030

使用料は17年度実績、維持管理費(人件費、事務費を除く)は18年度予算

地方債償還

下水道事業に充当する地方債は、5年据置の25年償還となっており、長期にわたって償還を続けなければならない。このため、既借入地方債の償還に加え、新規に借り入れる地方債の償還が積み重なっていくことになる。近年の集中的な事業実施に伴い、今後償還額の増加が続くことが見込まれている。

既借入（平成17年度末）地方債償還予定（単位：千円）

年 度	償 還 予定額	公共下水道	特定環境 保全公共 下 水 道	農業集落 排 水	市設置型 浄化槽	計	
平成18年度	元 金	1,078,070	51,355	288,377		1,417,802	2,458,305
	利 子	740,952	79,650	219,407	494	1,040,503	
平成19年度	元 金	1,101,676	68,312	310,715		1,480,703	2,489,183
	利 子	711,509	81,054	215,387	530	1,008,480	
平成20年度	元 金	1,140,766	105,462	333,068		1,579,296	2,546,844
	利 子	678,926	79,786	208,306	530	967,548	
平成21年度	元 金	1,184,651	131,360	350,274		1,666,285	2,591,197
	利 子	645,336	78,051	200,995	530	924,912	
平成22年度	元 金	1,157,317	149,044	369,040	496	1,675,897	2,555,873
	利 子	610,558	75,818	193,073	527	879,976	
平成23年度	元 金	1,166,778	156,085	388,323	782	1,711,968	2,546,423
	利 子	575,531	73,330	185,078	516	834,455	
平成24年度	元 金	1,160,423	155,328	399,009	798	1,715,558	2,501,579
	利 子	539,307	70,543	175,672	499	786,021	
平成25年度	元 金	1,191,737	158,160	407,610	815	1,758,322	2,496,005
	利 子	502,053	67,711	167,437	482	737,683	
平成26年度	元 金	1,216,345	161,047	415,907	832	1,794,131	2,481,549
	利 子	463,723	64,823	158,407	465	687,418	
平成27年度	元 金	1,234,718	163,990	422,151	850	1,821,709	2,457,877
	利 子	424,690	61,880	149,151	447	636,168	
平成28年度 以 降	元 金	14,813,282	2,736,710	6,224,076	20,527	23,794,595	27,903,661
	利 子	2,521,356	479,999	1,103,104	4,607	4,109,066	
合 計	元 金	26,445,763	4,036,853	9,908,550	25,100	40,416,266	53,028,496
	利 子	8,413,941	1,212,645	2,976,017	9,627	12,612,230	

一般会計繰入金

下水道事業の管理運営費のうち、使用料で賄えない部分のほとんどに一般会計からの繰入金を充当している。使用料で賄う割合を高めない限り、事業の進捗に伴う管理運営費の増加に比例して繰入金も増加することになる。なお、繰入金は、平成18年度当初予算では約27億1千万円であり、このまま推移すると仮定すれば、10年後には約12億2千万円増加する見込みである。

(3)本市の下水道事業を取り巻く環境

人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所による推計(平成12年国勢調査を基に推計)では、本市の人口は平成12年から平成22年まで微増し、平成27年以降は減少と見込んでいた。しかしながら、平成17年の国勢調査(確定値)では、すでに平成12年よりも人口が減っており、予想を上回る早さで減少が始まっていると考えられる。また、水洗便器や洗濯機等の節水化が進んでおり、1人当たりの汚水量の減少も見込まれる。

	平成12年 国勢調査	平成17年 国勢調査	平成17年 推計	平成22年 推計	平成27年 推計
諫早市	144,299人	144,034人	145,691人	145,894人	144,803人
諫早地域	95,182人	95,937人	96,939人	97,752人	97,482人
多良見地域	17,056人	16,969人	16,961人	16,864人	16,788人
森山地域	6,259人	6,002人	6,240人	6,186人	6,122人
飯盛地域	8,034人	7,900人	7,910人	7,731人	7,488人
高来地域	11,092人	10,801人	11,102人	11,000人	10,781人
小長井地域	6,676人	6,425人	6,539人	6,361人	6,142人

他計画との関連

「諫早市総合計画」においては、森と海の再生プロジェクトとして下水道など生活排水対策の推進が掲げられており、また、「諫早湾干拓調整池水質保全計画(第2期)」や「諫早市生活排水処理基本計画」においては、水質保全のための目標が定められており、これらを達成するための事業推進が求められている。

行財政改革の取り組み

国においては、財政健全化のため、地方の歳出削減を前提に、補助金、交付税、税源配分の見直しについて一体的な検討が行われている。総務省においても、分権改革の視点から、地方債の完全自由化(交付税措置の廃止を含む)や交付税改革(簡便な算定基準の導入等)などの考え方が示されている。なお、総務省は、下水道事業に関し、20m³あたり3,000円(税抜)以上の使

用料徴収を求めているほか、平成 18 年度から下水道事業債償還に対する交付税算入率を引き下げている³。

本市においても、平成 17 年度に「諫早市行政改革集中改革プラン」を策定し、合併による行財政改革の効果を最大限に活かすとともに、合併後に委ねられた各種事務事業の調整など、さらなる行財政改革を果たす姿勢を打ち出しているところである。なお、合併による特例措置である合併算定替（旧市町での交付税算定）が平成 26 年度から 5 年間で段階的に縮小し、終了する予定であり、引き続き徹底した行財政改革が必要になると考えられる。

(4) 取り組むべき課題

今後の下水道事業については、人口減少と行財政改革の流れの中、公営企業としての経営健全化の取り組みが不可欠であり、効率的な事業展開のためのあらゆる方策を講じていかなければならない。特に、合併に際して下水道事業の経営改善に対する意識が不足していた分、厳しい目で経営の総点検を行うとともに、将来に向けてのたゆみ無い経営努力を続けていくことが求められる。

このため、経営の見通しを踏まえた事業手法・内容の検討、収益改善・効率化対策、持続的な経営改善体制づくり等に強力に取り組む必要がある。

³ 地方交付税の算出基礎となる基準財政需要額の算定において、本市の公共下水道事業の場合、これまで平成 13 年度以前許可の地方債が 50%、平成 14 年度以降許可の地方債が 45%という元利償還金の算入率であったが、平成 18 年度からは前者が 42%、後者が 37%となっている。（特定環境保全公共下水道事業と集落排水事業については、45%の算入率）

3 基本方針

(1)事業の見直し

後年度の起債償還による負担を減らすためには、現在の事業費を抑制する必要がある。このことから、生活排水対策の効率的・効果的な推進を念頭に置きつつ、可能な限り、事業期間の延長や事業の縮小、集合処理から個別処理への転換等の手法を用いた事業の見直しを行う。なお、各処理区の中において、相応の使用料収入が見込まれる区域については優先的に整備を行う。

(2)収益改善・効率化対策

接続率の向上や使用料の改定、滞納対策の強化等による収入の増加・確保を図るとともに、経費の節減による収益改善対策を講じ、一般会計からの繰入金を圧縮できるよう努める。また、人員の計画的配置等により、事業量に適応した合理的な組織運営を図る。

(3)経営改善体制づくり

経営改善の取り組みを持続させるため、経営戦略を立案し実行する体制を確立し、計画的な事業経営を行うとともに、企業会計を導入（地方公営企業法の財務規定等の適用⁴）することにより、資産の適正な維持管理と経営状況の正確な把握を行う。企業会計は、将来の施設の修繕や改築、更新⁵に向け、資産の正確な把握による計画的な事業実施や減価償却費の計上による資金の内部留保のためにも有効である。

また、経営の透明性を確保することにより、経営効率化の徹底を促すとともに下水道事業と料金に対する利用者の理解を得られるようにする。

⁴地方財政法施行令第37条に列挙されている事業（公営企業）は、個々の事業の実際の収支状況にかかわらず地方公営企業法を適用することができることと解されている。

⁵国土交通省の資料（下水道政策研究委員会計画小委員会の報告書）によれば、下水管路に起因する道路陥没件数は、布設後30年を経過すれば急激に増加する傾向にある。計画的に調査、修繕等を行うことが重要と考えられる。

4 基本施策

(1) 事業の見直し

適切な事業選択

今後の汚水処理施設整備については、集合・個別処理の徹底した比較検討を行い、地域の実情に応じた効率的な事業選択を行う。検討に当たっては、地形的な条件によるマンホールポンプの建設・管理費用等も考慮に入れる。

個別処理については、後年度の財政負担が継続する市設置型浄化槽の新規設置は取りやめ、個人設置型浄化槽補助に切り替える。

事業期間の見直し

公共下水道及び特定環境保全公共下水道については、総合的な生活排水対策の推進に配慮しつつ、可能な限り事業期間の延長による年間事業量の繰り延べを行い、後年度の地方債償還費の平準化を図る。

事業内容の見直し

集合処理については、管路延長等を考慮しながら効率的な整備区域の設定を行うとともに、マンホールポンプの設置を極力減らす等、事業の効率化に十分配慮したうえで計画の策定や設計を行う。

個人設置型浄化槽補助については、適正な管理の啓発とともに、維持管理に関する支援措置を検討する。また、集合処理計画からの転換の促進策や集合処理計画区域内での補助のあり方についても検討する。

(2) 収益改善・効率化対策

接続率の向上・滞納対策の強化

下水道への接続について、下水道事業推進員等による面接や広報誌、チラシ、依頼文等を通じ、効果的な推進を図る。例えば、接続強化月間の設定や面接依頼体制の充実も検討する。また、水洗便所改造に対する支援措置の見

直しや浄化槽を廃止しての接続の促進策を検討する。

併せて、滞納対策についても、他部局との連携を含めての強化を図る。

使用料、負担金・分担金の改定

使用料については、当面、総務省が基準としている 20 m^3 当たり3千円の水準に到達するよう統一、改定する。この場合、急激な負担増が生じないよう経過措置を講じる。なお、新たな工業団地開発による汚水処理量の大幅な増加が見込まれる場合には、工業用水に係る使用料の設定も検討する。

負担金については、下水道事業においては事業費の5%を受益者負担金で賄うこととされており、現在までの負担金収入が総事業費の5%弱であることから、現行の金額を基本としつつ内容について検討する。

分担金については、農業集落排水事業と特定環境保全公共下水道事業が1建築物ごとの負担を前提としていること、農業集落排水事業の分担金（1戸当たり154,000円）が公共下水道の負担金（諫早負担区の 1 m^2 当たり700円）をもとに算定されていることを踏まえつつ、各事業の諸条件の違いや公平性を勘案したうえで内容について検討する。公共下水道事業の計画区域外からの流入についても、分担金の制度化を検討する。

経費の節減

維持管理費について、効率化の観点から委託方法・内容や金額、契約方法等についての検討を行う。また、油を流さない等の下水道の適正使用に関する啓発活動を行い、下水道への負荷の軽減による維持管理費の節減を図る。

このほか、複数の処理場の集中管理や遠隔操作等の検討を行い、効率的な維持管理の手法の導入を図る。

計画的な組織運営

建設事業、維持管理、経理、計画、その他の事務について、業務量に関する計画的な見通しを立て、人員の適正配置を行う。

(3)経営改善体制づくり

経営戦略会議の設置

下水道事業の経営見通しに基づいて経営計画の策定をはじめとする基本的方針を示すため、下水道担当部課長ほか担当職員による「下水道事業経営戦略会議」を設置し、経営戦略に関する協議、立案を行うこととする。

人材育成

様々な研修の機会を通じて、経営、計画、財務等に精通した職員の育成に努める。また、下水道担当職員同士での意見や情報の交換を活発化するなど、相互研鑽の充実を図る。

中期経営計画の策定

経営に関する具体的な指標等を示すため、本経営戦略プランの期間中、前期、後期のそれぞれ5か年ずつを計画期間として中期経営計画を策定する。また、同計画の達成状況の検証も行う。

企業会計の導入

今後5年間を目途として地方公営企業法の財務規定等適用による企業会計の導入を進める。このためには下水道台帳の整備が必要であり、早期に下水道台帳の電算化を行い、資産の調査や資料の整理、情報の入力等を行う。また、会計システム、各種例規等の整備が必要であり、年次的に作業を行う。

経営の透明性の確保

中期経営計画や各種経営指標等については、インターネット等による公表を検討する。また、使用料や負担金・分担金の改定にあたっては、可能な限り根拠を公表する。このほか、様々な手法により住民意見の把握に努める。

5 事業計画

これまでの検討を踏まえた今後の事業計画は、以下のとおり。

(1) 公共下水道

処理区（施設）名	実施年度	概要
大村湾南部浄化センター	平成 5 ～ 32 年度	県営事業負担金による処理場整備
大村湾処理区（諫早）	平成 6 ～ 42 年度	汚水幹線、枝線管渠布設
大村湾処理区（多良見）	平成 6 ～ 27 年度	汚水幹線、枝線管渠布設
諫早湾処理区	昭和 57 ～ 平成 45 年度	処理場整備、中継ポンプ場建設、汚水管渠布設

(2) 特定環境保全公共下水道

処理区（施設）名	実施年度	概要
高来处理区	平成 9 ～ 34 年度	処理場整備、汚水管渠布設
小長井処理区	平成 8 ～ 24 年度	処理場整備、汚水管渠布設
田結処理区	平成 15 ～ 30 年度	処理場整備、汚水管渠布設
飯盛処理区	平成 20 ～ 40 年度	処理場整備、汚水管渠布設

(3) 農業・漁業集落排水施設

処理区（施設）名	実施年度	概要
本野地区	平成 14 ～ 19 年度	汚水管渠布設（公共下水道に接続）
遠竹地区	平成 14 ～ 19 年度	処理場整備、汚水管渠布設
田原地区	平成 15 ～ 19 年度	汚水管渠布設（公共下水道に接続）
古場地区	平成 15 ～ 19 年度	処理場整備、汚水管渠布設
小野島・川内・宗方地区	平成 17 ～ 22 年度	汚水管渠布設（公共下水道に接続）
伊木力・元釜地区	平成 19 ～ 24 年度	処理場整備、汚水管渠布設
有喜・松里地区	平成 23 ～ 27 年度	処理場整備、汚水管渠布設

(4) 浄化槽市町村整備推進事業（市設置型浄化槽）

新規の設置は行わず、これまでに設置した浄化槽の維持管理のみを行う。

(5) 浄化槽設置整備事業（個人設置型浄化槽補助）

これまでの実績と集合処理計画の見直し等を勘案して補助の内容を検討する。

6 財政計画

これまでの検討を踏まえた財政計画は、次のとおり。

なお、一般会計からの繰入金については、本市が公共用水域の水質改善に重点的に取り組んでいる実情を勘案しつつ、国の下水道事業に関する繰出基準を基礎として検討することとする。

< 前期 >

(単位 : 千円)

		平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23
歳 入	分担金・負担金	269,731	196,131	113,078	120,881	127,460
	使用料	1,401,291	1,528,994	1,754,306	1,792,474	1,836,244
	国県支出金	1,485,192	1,718,636	1,681,726	1,560,861	1,172,741
	繰入金	2,616,528	2,986,734	3,011,631	2,879,104	2,598,918
	市債	1,875,400	2,008,300	1,831,600	1,969,800	1,974,200
	その他	6,789	6,048	4,645	3,008	1,766
計		7,654,931	8,444,843	8,396,986	8,326,128	7,711,329
歳 出	公共下水道管理費	988,137	1,113,161	1,113,637	1,139,277	1,128,319
	集落排水管理費	314,292	329,523	271,881	271,318	282,479
	公共下水道建設費	2,998,315	3,057,395	3,036,587	3,020,403	2,565,275
	集落排水建設費	750,733	1,251,083	1,176,663	1,076,883	865,323
	公債費	2,574,479	2,688,338	2,792,941	2,812,570	2,863,989
	その他	28,975	5,343	5,277	5,677	5,944
計		7,654,931	8,444,843	8,396,986	8,326,128	7,711,329
起債残高		43,004,854	43,433,907	43,599,222	43,893,175	44,153,166

< 後期 >

(単位 : 千円)

		平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
歳 入	分担金・負担金	174,789	159,952	148,226	157,389	164,637
	使用料	1,888,759	1,939,679	1,983,643	2,034,433	2,085,009
	国県支出金	972,831	841,181	754,331	606,881	567,481
	繰入金	2,610,820	2,698,696	2,791,695	2,848,798	2,872,981
	市債	1,820,300	1,639,700	1,527,500	1,545,900	1,361,600
	その他	1,572	1,378	1,180	986	789
	計	7,469,071	7,280,586	7,206,575	7,194,387	7,052,497
歳 出	公共下水道管理費	1,172,805	1,208,379	1,246,593	1,280,342	1,313,570
	集落排水管理費	304,945	309,144	313,434	335,267	367,310
	公共下水道建設費	2,673,575	2,136,883	2,081,123	2,136,487	2,105,466
	集落排水建設費	387,103	595,973	445,973	250,973	0
	公債費	2,924,291	3,023,862	3,113,109	3,184,976	3,259,809
	その他	6,352	6,345	6,343	6,342	6,342
	計	7,469,071	7,280,586	7,206,575	7,194,387	7,052,497
起債残高		44,209,553	43,988,761	43,561,077	43,068,391	42,303,299

諫早市都市整備部下水道総務課

〒854-8601

諫早市東小路町 7-1

TEL 0957-22-1500 FAX 0957-22-2616

E-mail gesuidou_soumu@city.isahaya.nagasaki.jp

URL <http://www.city.isahaya.nagasaki.jp/>